

自動車売買契約書

売主 佐藤 一郎（サンプル）（甲）と、買主 鈴木 花子（サンプル）（乙）は、次のとおり自動車の売買契約を結ぶ。

第1条（目的）

売主（以下「甲」という）は、買主（以下「乙」という）に対し、別記の自動車（以下「本件自動車」という）を売り渡し、乙はこれを買受ける。

第2条（売買代金）

本件自動車の売買代金は、金500,000円（消費税は課されない個人間の売買とする）とする。

第3条（支払）

乙は、2026年11月10日までに、売買代金の全額を甲の指定する方法で支払う。

第4条（引渡し）

甲は、売買代金の全額の支払を受けたのと引換えに、2026年11月10日までに、本件自動車、鍵、自動車検査証、自賠責保険証明書その他の付属書類を乙に引き渡す。

第5条（名義変更）

乙は、引渡しを受けた日から15日以内（2026年11月24日まで）に、移転登録（軽自動車の場合は名義変更の届出）の手続きを行い、完了後すみやかに新しい自動車検査証の写しを甲に交付する。甲は、譲渡証明書、印鑑証明書その他手続きに必要な書類を引渡しの時までに乙に交付する。

第6条（費用と税金）

名義変更と車庫証明の費用は乙の負担とする。本年度の自動車税（軽自動車は軽自動車税）は4月1日の所有者に課されるため、甲乙間で精算する場合は、その額と方法を特約欄に記載する。

第7条（危険負担）

引渡し前に、甲乙いずれの責めにも帰することができない事由により本件自動車が滅失又は損傷したときは、乙は代金の支払を拒むことができる。

第8条（契約不適合）

本件自動車は現状有姿で引き渡すものとし、甲は、引渡し後に判明した不具合について責任を負わない。ただし、甲が知りながら乙に告げなかった不具合については、この限りでない。

第9条（保険と事故）

引渡し後の本件自動車の運行による事故の責任は乙が負う。任意保険の切替えは甲乙それぞれが自ら手続きする。

第10条（協議）

この契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項は、甲乙誠意をもって協議して定める。

別記（本件自動車）

車名	ノートカー（サンプル）
型式	ABC-123
登録番号（ナンバー）	品川 300 さ 00-00（サンプル）
車台番号	ABC123-0000000（サンプル）
初度登録年月	2019年4月
走行距離（引渡し時）	48,000 km
車検の有効期間の満了日	2027年4月10日
付属品	スペアキー1本、取扱説明書

特約

本年度の自動車税は、11月から3月までの5か月分を月割りで計算し、乙が甲に支払う（記入例）。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

2026年11月1日

売主（甲） 住所

氏名 佐藤 一郎（サンプル） 印

買主（乙） 住所

氏名 鈴木 花子（サンプル） 印